

第5章 特別支援教育

自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できる幼児児童生徒を育てる。

学校（園）全体での取組

1 特別支援教育を推進する校内支援体制を充実する。

校内委員会

個別の教育支援計画

個別の指導計画

合理的配慮

校内教育支援委員会

交流及び共同学習

- (1) 一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすための校内支援体制の充実
 - ア 校長のリーダーシップの下、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学び、互いに認め合い、共に育つことができるための全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置し、特別支援教育コーディネーターが中心となって企画・運営を行う。
 - イ 校内委員会では、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握と支援内容（個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）の検討、特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案等を行う。また、必要に応じて、具体的な支援内容を検討するためのケース会議等を行う。
 - ウ 校内教育支援委員会を計画的に開催し「障害のある児童生徒の就学の手引（第6次改訂）」を参考にして、全教職員の理解と協力の下、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の検討や見直しを行う。
 - エ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な支援が切れ目なく行われるよう、幼、小、中、高等学校等の間で連携を図る。
- (2) 教育活動全体における交流及び共同学習の充実

学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習に計画的、組織的に取り組み、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、相互理解を深め、共に生きようとする心や態度を育む。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行う。

特別支援学校等との連携

困難に対する指導上の工夫

- (1) 特別支援教育に関する専門性の向上
 - ア 全ての教員が、校内研修や授業研究等を通して、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深める。
 - イ 障害のある幼児児童生徒については、地域の特別支援学校等の助言や援助を活用しつつ、幼児児童生徒の困難に対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討する。
- (2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づいた指導の充実
 - ア 一人一人の教育的ニーズや合理的配慮について、本人・保護者との合意形成を図った上で、その内容を個別の教育支援計画等に明記する。
 - イ 全教職員の共通理解の下に、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を計画的、組織的に行う。

参 考 資 料

○学校教育法施行令の一部改正について（通知）	文部科学省	平成25年度
○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	文部科学省	平成25年度
○発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～	文部科学省	平成28年度
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	文部科学省	平成30年度
○交流及び共同学習ガイド	文部科学省	平成30年度
○特別支援学級の設置と運営について（通知）	富山県教育委員会	令和2年度
○障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	文部科学省	令和3年度
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について	文部科学省	令和3年度
○障害のある児童生徒の就学の手引（第6次改訂）	富山県教育委員会	令和3年度
○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）	文部科学省	令和4年度
○特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数についての解釈について	富山県教育委員会	令和4年度
○通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）	文部科学省	令和4年度
○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）	文部科学省	令和5年度

特別支援学級と通級指導教室での取組

1 一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育課程を編成する。

実態把握

- (1) 障害の状態や発達の段階の的確な把握
 ア 日常の行動観察や指導の記録、諸検査等を活用し、身体・運動機能、社会生活能力、行動特性、学力等から実態を分析的、総合的に把握する。
 イ 学校における実態把握だけでなく、個別の教育支援計画の作成を通して、保護者との意思疎通を十分に図りながら、育てたい能力や態度を明確にする。

自立活動

- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
 ア 小・中学校の学習指導要領を基本として編成するが、児童生徒の障害の種類や程度等によっては、特別の教育課程を編成することができる。
 イ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れる。
 ウ 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害特別支援学級では、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする。
 エ 通級による指導では、自立活動の指導を行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。単に各教科の遅れを取り戻すための指導ではなく、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的として指導する。

2 一人一人が生き生きと取り組み、成就感や達成感が味わえる指導過程や評価を工夫する。

ICTの活用

- (1) 興味・関心を喚起し、意欲を高める単元や教材・教具の開発
 ア 生活に結び付いた実践的・体験的な活動を学習活動の中心に据え、児童生徒が主体的に取り組む単元や題材の開発に努める。
 イ 一人一人の障害の状態等に応じて、ICTを活用したり、教材・教具を工夫したりして、学習の効果を高める。

スモールステップ

- (2) 一人一人の思いや願いを生かす学習活動の工夫
 ア 児童生徒の障害の状態だけでなく、興味・関心や意欲、「できること」にも着目し、自らが活動を選択したり工夫したりできる場面を設けることにより、「～をしたい」「～できそうだ」という願いや見通しをもって最後まで粘り強く活動に取り組むことができるようにする。
 イ スモールステップや繰り返しによる学習で身に付けたことを、学校や家庭生活で実践できるように、単元構想を工夫する。その際、個々の指導目標を重視し、授業形態や集団の構成の工夫、教員間の連携により、学習が効果的に行われるようにする。

個人内評価

- (3) 成就感や達成感を味わえる評価の工夫
 ア わずかな変容にも着目し、認めることで、児童生徒が自信をもち、「できること」を更に伸ばそうとする意欲を高める。
 イ 個人内評価を重視するとともに指導目標の達成状況を的確に把握し、個別の指導計画の見直しや指導内容、指導方法の改善に結び付く評価を工夫する。

参 考 資 料

○発達障害のある幼児児童生徒のよき理解者・支援者となるために（改訂） （幼稚園・保育所用、小学校・中学校用、高校用シリーズ 各理解編・対応編）	富山県教育委員会	平成27年度
○改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A	文部科学省	平成30年度
○子供のために先生が気づいて動けるチェックリスト	富山県教育委員会	平成30年度
○わかる！できる！つかえる！「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル	富山県教育委員会	平成30年度
○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	文部科学省	令和元年度
○すべての教員のための知っておきたい通級による指導	富山県教育委員会	令和2年度
○小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）		
○特別支援教育学びQ&A（R6改訂版）	文部科学省	令和4年度
○管理職や特別支援学級等担当者が「特別支援教育の基本を学ぶテキスト」	富山県教育委員会	令和6年度
○支援をつなぐ 笑顔をつなぐ 個別の教育支援計画を作成・活用しましょう	富山県教育委員会	令和6年度
○一人一人の教育的ニーズに応える連続性のある多様な学びの場ガイド	富山県教育委員会	令和6年度

1 校（園）内の「基礎的環境整備」に基づく個に応じた「合理的配慮」の提供

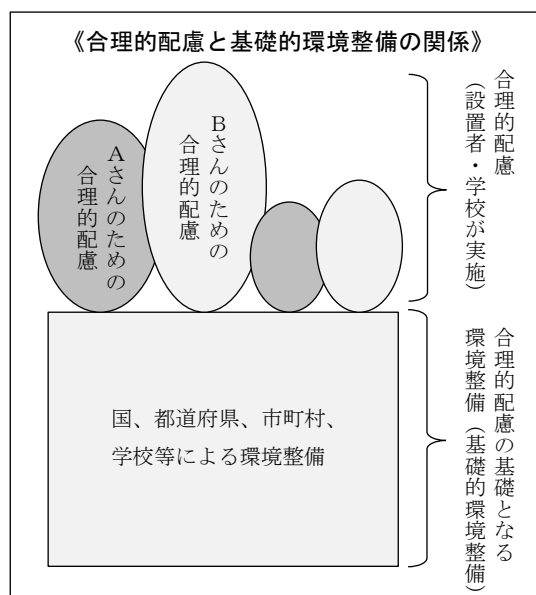
【学校における「合理的配慮」とは】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うこと

障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要**とされるもの

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**



【「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の観点】

合理的配慮（3観点11項目）	
①教育内容・方法	①-1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ①-2 教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備（8観点）
①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
②専門性のある指導体制の確保
③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
④教材の確保
⑤施設・設備の整備
⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧交流及び共同学習の推進

【合理的配慮の具体例】

難聴で補聴器を使っているAさん

- ・教師の口元が見える座席(①-2-1)
- ・FM補聴器の利用(①-2-1)

弱視で明るすぎると見えにくいBさん

- ・黒板に近い前方の座席(①-2-1)
- ・カーテンによる照度調整(③-2)

読み書きが難しいCさん

- ・学習者用端末の活用(①-1-1)
- ・板書計画を印刷して配付(①-2-1)

言葉の理解や意思疎通が難しいDさん

- ・絵や写真カードを活用(①-2-1)
- ・言葉の指導に言語聴覚士の助言を生かす(②-1)

車いすを利用しているEさん

- ・栽培活動に参加できるよう適切な位置に花壇を作る(①-2-2)
- ・教室を1階に配置(②-3)

【関連する法令】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）
 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成28年4月施行）

「合理的配慮」の提供は
法的義務

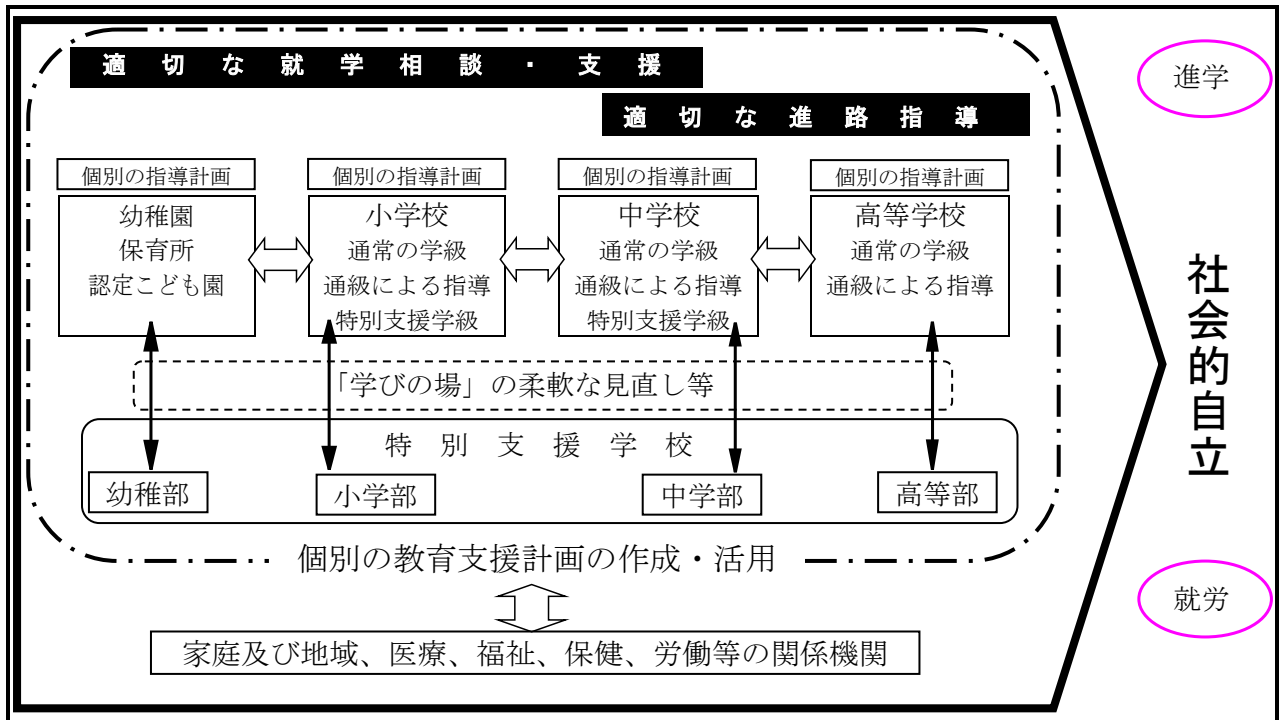
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）

参 考 資 料

- 富山県手話言語条例
- 「インクルCOMPASSガイド」
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース

平成30年4月施行
 国立特別支援教育総合研究所 令和2年度
 国立特別支援教育総合研究所

2 一貫した教育支援



個別の教育支援計画

乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な計画で、学校が中心となって、医療・福祉・労働等の関係機関と連携するとともに、本人・保護者の意見を取り入れて作成されるもの

個別の指導計画

教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの

3 通常の学級で行う特別支援教育

学級集団づくりや学習環境の工夫例

- 教師の態度（幼児児童生徒のよいところを具体的にほめる。注意は目立たないように行う。）
- 学習規律（発表の仕方、聞き方、姿勢等ルールを明確にする。できている幼児児童生徒をほめる。）
- 教室環境（黒板周りや壁面等、過度な刺激になるものを減らす。場に応じた声の大きさを示す。）
- 整理整頓（机上の使い方、持ち物の置き場所、物の片付け方を分かりやすく図等で示す。）
- 見通し（スケジュールを明確に示す。休み時間に次の授業の準備をする。）

授業づくりの工夫例

観点	学級全体への支援	個別の支援
目標・評価	・活動が具体的に分かる目標にする。	・シール等によるポイント制を利用する。
授業の構成	・学習の流れを明示し見通しをもたせる。 ・授業を短いユニットに分ける。	・聞くときと書くときの時間を分ける。 ・立ってもよい場面を意図的に設ける。
学習のルール	・分からないときのルールを決める。 ・話すとき、聞くときのルールを掲示する。	・何をどこまでやったら終わりかを伝える。 ・SOSカードを活用する。
指示の出し方	・短い言葉で簡潔に指示する。 ・注目させてから指示する。	・いつも行う指示はカードにしておく。 ・学習活動の変わり目ごとに声かけをする。
教材・教具	・具体物や絵を使って説明する。 ・活動時間を具体的に示す。	・漢字にふりがなをふる。 ・教科ごとの準備物を図示する。
板書・ノート	・枠や色チョークを活用し、大事なところを強調する。	・書く量を減らしたり、書き始めの場所に印を付けたりする。
学習形態	・ペア、グループを活用する。 ・グループ編成に配慮する。	・座席を配慮する。（見え方、聞こえ方、余計な刺激、話しやすさ、声かけのしやすさ）

4 特別支援学級・通級指導教室における指導

(1) 特別支援学級における教育課程のポイント

ア 自立活動について

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域で、学校の教育活動全体を通じて行う指導と、時間を設けて行う指導がある。

特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に判断して、適切な指導計画の下に行うことが求められる。

※ 自立活動の具体的な指導内容の設定においては、個々の児童生徒の実態把握を基に指導目標を設定し、以下の自立活動の内容である6区分から必要な項目と関連付ける。

自立活動の内容

6区分 27項目

<p>1 健康の保持</p> <p>生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5) 健康状態の維持・改善に関すること</p>	<p>4 環境の把握</p> <p>感覚を有効に活用し、空間や時間等の概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること</p>
<p>2 心理的な安定</p> <p>自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること</p>	<p>5 身体の動き</p> <p>日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること (4) 身体の移動能力に関すること (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること</p>
<p>3 人間関係の形成</p> <p>自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。</p> <p>(1) 他者との関わりの基礎に関すること (2) 他者の意図や感情の理解に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること</p>

イ 各教科等を合わせた指導について

知的障害特別支援学級では、各教科等を合わせた指導が効果的である場合は、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習を行うことができる。各教科等を合わせた指導の形態においても、広範囲に各教科等の内容を扱うものであり、各教科で育成を目指す資質・能力を踏まえて目標や内容を設定する必要がある。

生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習する。

作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。

(2) 「通級による指導」を行う場合の教育課程のポイント

通級による指導では、「自立活動」の指導を行う。特に必要があるときは、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

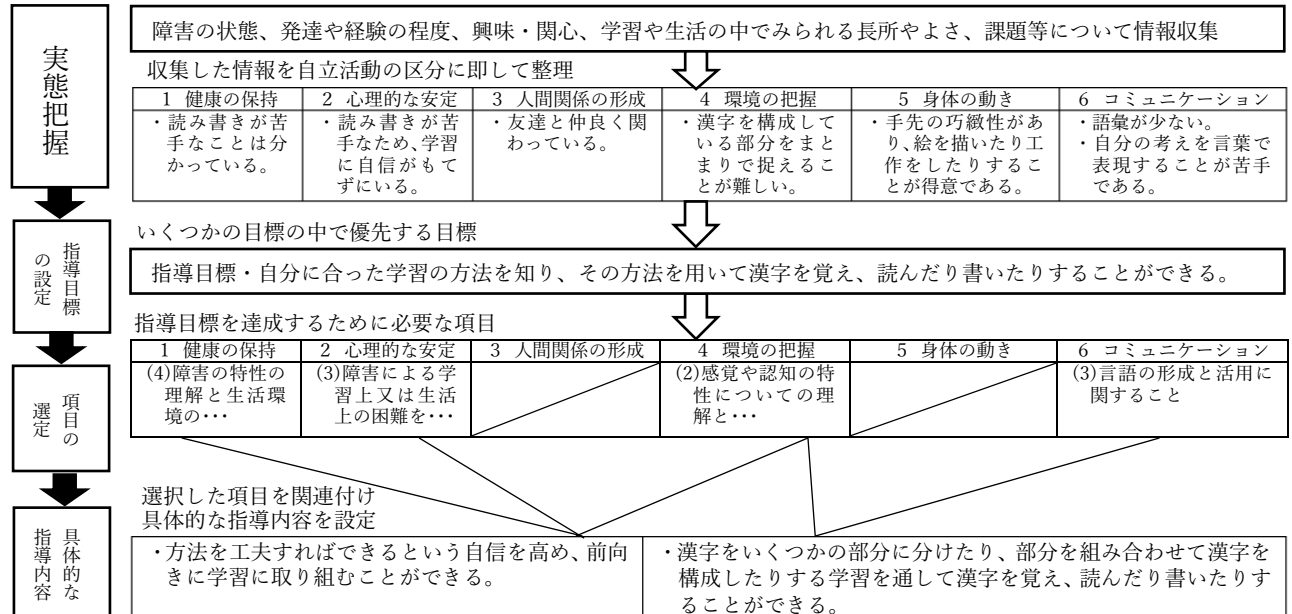
〈学習障害のある児童生徒に必要な「自立活動」の指導内容例〉

聞く	<ul style="list-style-type: none"> 話の中から重要な部分を聞き取る練習 復唱や聴写（聴いたことを書く）の練習 	書く	<ul style="list-style-type: none"> 形が似ている漢字の比較 腕全体を使った書字の練習
話す	<ul style="list-style-type: none"> 「いつ・どこで」等の項目に沿って話す練習 聞き手と話し手を決め、相互に話す練習 	計算する	<ul style="list-style-type: none"> 絵や図による計算の意味の理解 具体物の操作活動
読む	<ul style="list-style-type: none"> 【音読】単語のまとまりを見付ける練習 【読解】大切な部分に印を付ける練習 	推論する	<ul style="list-style-type: none"> 【図形問題】形、量、左右、幅、奥行き等の体感 【位置や空間の把握】学校周辺の地図の作成とその見方の学習

(3) 自立活動の指導

<自立活動の指導内容設定までの流れの例>

例：小学校4年A児（通級指導教室利用）



〔特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）〕文部科学省 平成29年度 「流れ図」を参考に作成

自立活動学習指導案例

通級指導教室 自立活動学習指導案

4年1名

1 単元名 「分けて合わせて」

1 健康の保持(4)、2 心理的な不安定(3)、4 環境の把握(2)、6 コミュニケーション(3)

2 単元について

A児は、手先の巧緻性があり、絵を描いたり工作をしたりすることが得意である。一方、読み書きに苦手意識があり、国語等の学習では、音読や書き写すことに抵抗を示すなど、消極的な様子がみられる。また、漢字を構成している部分をまとまりで捉えることが苦手であり、簡単な象形文字は覚えているが、「へん」と「つくり」が組み合わさる形声文字や会意文字はほとんど覚えていない。

そこで、漢字を「へん」と「つくり」に分けたり、「へん」と「つくり」を組み合わせたりする活動を通して、漢字の部分の形や全体の構成を捉えることができるようにする。

本単元を通して、漢字を分けたり合わせたりして覚える経験を積み重ねることで、方法を工夫すればできるという自信を高め、学習に前向きに取り組むことができるようになってほしい。

3 全体計画（全8時間）

第1次 ・「ばらばら漢字カード（「へん」と「つくり」のカード）」を組み合わせる漢字を構成する。 …3時間

第2次 ・「ばらばら漢字カード」を作り、組み合わせる漢字を構成する。

・構成した漢字を読んだり書いたりする。 …5時間（本時2/5）

4 本時の学習（5/8時）

(1) 目標

・漢字を、「へん」と「つくり」の二つの部分に分けたり、「へん」と「つくり」を組み合わせる漢字を構成したりする学習を通して、簡単な形声文字や会意文字の形を捉えることができる。

(2) 展開

学習活動（配時） ・予想される児童の反応	指導上の留意点 ◆評価〈方法〉
1 学習の流れと目当てを確認する。(5) ・漢字の分け方や組み合わせ方を見付けたいな。	・本時の見通しをもつことができるよう、学習の流れを提示する。 ・適切に目当てを設定できるよう、必要に応じて選択肢を提示する。
2 見る力を高める学習に取り組む。(5) ・この前やっていないブロックを選ぼう。	・目当てを意識できるよう、板書する。
3 前時に作った「ばらばら漢字カード」を組み合わせる漢字を構成する。(7)	・意欲的に取り組むことができるよう、間違い探し、数字タッチ、ブロック等を提示し、選択の場を設定する。
4 漢字カードを「へん」と「つくり」を意識して部分に分ける。(10) ○「へん」と「つくり」をそれぞれ丸で囲んだり、色分けしてなどったりする。 ○漢字カードを「へん」と「つくり」に分けて切る。 ・どうやって分けたらよいか分かってきたよ。	・教師と一緒にゲーム感覚で楽しみながら取り組めるようにする。 ・前時の学習を復習して自信をもつことができるよう、できたことや児童の気付きを確認する。 ・漢字の部分の捉えることができるよう、画数が少ない漢字を抽出する。
5 切ったカードを組み合わせる漢字を構成し、読む。(8)	・必要に応じて選択できるよう、漢字表や漢字カードを用意する。
6 組み合わせたカードを見ながら漢字を書く。(5) ・「言」と「寺」で「詩」になるんだね。	・「へん」と「つくり」を意識することができるよう、適宜ヒントを伝える。 ・「へん」と「つくり」に分けることができたら大いに称賛する。
7 振り返りをする。(5) ・部分に分けて考えると漢字が分かってきたよ。 ・難しい漢字にもチャレンジしたいな。	・手先の巧緻性を生かすことができるよう、自分で漢字の部分に色を付けたり、切ったりする活動を取り入れる。 ・読み方や意味を確認できるよう、構成した漢字に関連するイラストを提示する。 ・自分のできそうな方法に気付くことができるよう、必要に応じて色に着目するよう促したり、部分を取り出して提示したりする。
	◆簡単な形声文字や会意文字の形を捉えている。 〈発言、ワークシート〉
	・目当てについての自己評価ができるよう、板書への着目を促す。 ・できたことを具体的に伝えてほめ、次時への意欲付けをする。

【指導案作成のポイント】

単元の設定

・児童生徒の興味・関心や得意なことを生かして設定する。

目標の設定

・児童生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、一人一人に応じた目標を設定する。
・その時間に達成可能な目標を具体的に設定する。

主体性を促すための指導の工夫

・視覚的支援の活用
・目当ての確認
・選択の場の設定
・達成感が味わえる課題の設定
・興味を引くような教材・教具の準備等

評価

・児童生徒一人一人の目標に応じた評価規準を設定する。
・よい行動は即座に評価し、終末の自己評価場面での振り返りにつなげる。